

支部ニュース

2016 年 10 月 No. 515

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口 1-8-6-202
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 豊洲移転問題学習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・中澤 誠
- 革新統一の動き
※大田区での共同・共闘について・・・・・・・・・・中川千栄子
- 警視庁機動隊の沖縄・高江への派遣中止を求める住民監査請求・・・・・・・・高木 一彦
※高江訪問の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・青龍美和子
- 武蔵村山5中「ミニブートキャンプ」問題について・・・・・・・・・・植木 則和
- 若手弁護士へのメッセージ
※私の憲法運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・渡部 照子
- 労働法制改悪阻止に向けて自由法曹団主催・共催の集会への参加の呼びかけ・・・・大久保修一
- 新人紹介
※はじめまして、江夏と申します・・・・・・・・・・江夏 大樹
- 九月幹事会議事録



機動隊に無理矢理立たされようとする船尾遼団員

豊洲移転問題学習会

東京中央市場労働組合委員長 中澤 誠

－ 9月の支部幹事会では、東京中央市場労働組合委員長の中澤誠さんと、東京都議会議員（日本共産党の尾崎あや子さんを招いて、今話題の築地市場の豊洲移転問題に付いての学習会を行いました。

中澤誠さんの報告内容の速記を、以下に紹介します。－

地下の空洞が発見された経緯・宣伝の経緯について。
6～7月に東京都の人事異動があることはあらかじめ把握していたため、そこでマスコミが食いつくように事前に宣伝した。

積載荷重の情報開示請求をした。床の積載荷重平方メートルあたり700キロしかないことが分かった。フォークリフトを取り扱う現場では平方メートル当たり1500キロは必要。全然足りていない。

「床が抜ける」とツイッターで宣伝して、1万アクセス超が出て一気に広まった。

公開質問状を出して記者会見をした。個別の質問では取り合わない。

豊洲新市場の施設の地下の空洞を誰が作ったかについての答えは出ていない。

施設の基本設計がない。基本設計は作成されたが、業界がこれではできないといって、基本設計が宙に浮いた状態で施設が作られた。

東中労が築地市場でアンケート調査をしたところ、市場移転の撤回・延期が84.2%、当然築地が82.9%となった。自信がついた。それを踏まえて請願署名を実施してさらに盛り上がった。

移転する前提問題として、築地市場は老朽化しているのか。4年に1回は場内で店舗替えをするはずが、ここ10数年やっていなかった。場内で店舗替えをすればキレイになる。再整備をしてほしい。

骨組みは丈夫。東日本大震災でも大丈夫だった。

去年は築地市場内でも移転はやむを得ないとあきらめムードだったが、今は違う。現状では、移転中止は間違いないと考えている。

今後の問題としては、東京都が業者に半ば強引に移転後の設備投資をさせていたので、その損害についてどう対処するか、補償の獲得が今後の問題。零細企業が1千万単位の設備投資をさせられている。

それでも移転中止の方が今後のことを考えるとよいというのが各業者の考えだ。世界の築地ブランドが通用しなくなる。豊洲は悪い風評が立ったのでうまくいかない。

築地の移転と環状二号線について。築地移転ができない場合には、法的には道路がどくことになっている。築地から市場が移転するかどうかで大きく局面が変わる。

豊洲の住民にとっても市場は迷惑施設だ。豊洲は交通手段も不便。豊洲に代わりにカジノ、という話もあるが、築地の関係者も豊洲の住民も喜ぶ新しい再生案が期待される。



革新統一の動き

大田区での共同・共闘について

東京南部法律事務所 中川 千栄子

【大田区都議補選の結果】

先日、戦争法廃止オール大田実行委員会(以下「オール大田」)と弁護士9条の会・おおた(以下「弁9」)のそれぞれ世話人会がありました。秋からの行動を相談するための会ですが、どちらも選挙を振り返って盛り上がりました。「1人区で共闘できたことはとてもよかった」「共闘は候補者を一本化することが目的ではない」「やっぱり政策が大事」「戦争法、立憲主義だけでは選挙は勝てない」「あんなに頑張ったのに3分の2をとられてがっかりした」などなど尽きません。うんうん、私はどの意見にも首を縦に振って聞いてしまいます。少し涼しくなった今も暑い日の選挙のことが熱く語られるほど、それぞれが思いを込めた選挙だったのではないのでしょうか。

大田区では都知事選と一緒に都議会議員補欠選挙がありました。告示2日前に共産党が立候補しないこと、民進党候補者(森愛さん)を野党統一候補として応援することなどが発表されました。補選の結果は自民135,233票、森愛さん131,092票、その差わずか4141票で森愛さんは惜敗しました。直前の参院比例の野党の得票122,981票(民進60,123、共産45,779、生活9,190、社民7,889)を1万2000票も上回っての落選です。大田区の無党派層にも相当広がったと思われます。補選の選挙協力は政策協定ではなく「鳥越さんの政策を実現する」と発表されただけでした。また、補選では無効票が27,803票、都知事選の無効票4,099票の7倍近くになります。都知事選は知っていても補選のことは知らない、誰に入れてよいかわからないというので白票が多かったそうです。これらの結果から、協議を重ね一致できる政策を練り上げ、有権者に知らせ、もっと真剣に選挙に取り組めば議席を取ることができるはずと確信になりました。

【戦争法廃止オール大田の活動とおして】

大田の都議補選で野党統一ができたことの要因のひとつとして、私はオール大田の活動があると思います。昨年夏は大田区でもいろんな団体が「戦争法案廃案・廃案・廃案」と蒲田駅前では宣伝を繰り広げ、私鉄の小さな駅ではスタンディングをする人もいました。戦争法案廃案という共通の思いで活動している人々や団体が共同して区内に広げたいという声が弁護士に寄せられ、戦争法案廃案の1点で、国会会期末までを期限とする共同行動を弁9が区内の様々な団体や個人に呼びかけました。紆余曲折があってそれは「戦争法案反対オール大田実行委員会」として発足しました。森愛さんは民進党大田区議の中でただ一人呼びかけに賛同され、宣伝などにも参加されています。オール大田は憲法改悪反対大田区共同センター、戦争させない1000人委員会東京南部、怒れる女子会@大田、弁9がスタッフ(世話人)となりました。1回目の実行委員会で「初めて国会前に参加すると団体ののぼりが一杯で場違いな所に来てしまった、入れない」という意見が出され、集会にのぼりや横断幕は当たり前なのに私にはとても気づかないことでした。「宣伝では団体名だけののぼりや横断幕は遠慮するようにしよう」という提案があると、田園調布九条の会から「きれいな横断幕を作ったばかり。あの田園調布にも九条の会があるのかと注目される」と発言がありました。JMITU大田地域支部の委員長である私の夫はこの話を聞いて「組合

ののぼりを立てることで組合も頑張ってるアピールになる。ダメっていわれてもなあ。」と言いました。どっちにも首を縦に振る私でした。一見小さいことにもあーだこーだと話し合っただけで進んでいくものなんだと思います。長い活動のなかでこの団体はこういう団体と決めつけた見方をしてしまうこともあり、ウィングを広げると口ではいうものの実際には戸惑うこともあります。オール大田の活動を通して私自身が変わってきたかなと思います。

オール大田発足後、地域でも戦争法廃止を求める地域の会(六郷、久が原、池上、千束)に広がり、地元の学者や教会なども参加して宣伝などを行っています。

戦争法が強行されたのちは「戦争法廃止オール大田実行委員会」として廃止まで闘うことを決めました。2000万人署名の宣伝や講演会を中心にしつつも戦争法廃止のためには「野党共闘」「選挙協力」が欠かせないことを話し合い、今年に入ってから5野党(当時)の政党本部や国会議員事務所に2度「野党は共闘」申し入れをしました。そして2月には蒲田駅で5野党(当時)勢揃い宣伝を実現しました。衆議院小選挙区での共闘の要請は本部だけでなく大田区内の政党・議員にもおこない区内懇談会を2度行いました。ここには民進党大田区議会幹事長が参加しています。

補選後、オール六郷の会と消費税なくす六郷の会が合同で憲法学習会をしました。ここに民進党区議会幹事長・衆院予定候補井戸まさえさん・森愛さん、共産党衆院予定候補青山コウヘイさんが参加しました。民進党が地域の消費税の会に参加するのは初めてのことでと思います。今後は区民の要望を出し合い選挙政策につなげられるようにしていきたいですがオール大田としてどこまでできるかはわかりません。

最近、大田区議会では保育料の値上げに民進党が賛成しました。私たち(市民)の運動が共闘を進め要求を実現する力になることは間違いありません。筋を通して・柔軟に・粘り強くそんな活動ができるでしょうか。

警視庁機動隊の沖縄・高江への派遣中止を求める 住民監査請求

高木法律事務所 高木 一彦

7月11日、参院選沖縄選挙区で辺野古基地建設反対を掲げたオール沖縄の伊波洋一候補が現職大臣を打ち破って当選した翌朝早々から、沖縄高江のヘリパッド建設準備が始められ、22日には、警視庁を含む全国の機動隊500名以上と沖縄県警の機動隊総勢1000名により、10年以上高江のN1ゲート前に、座り込んで建設を阻止してきた住民のテントが強制撤去された。

それから2か月余、住民と全国から集まった500人にも及ぶ支援者がN1裏ゲートに、大きなテントを張って、非暴力直接の阻止行動を続けているが、機動隊のなりふり構わぬ弾圧と、自衛隊ヘリまで使った資材搬入が続く。このままではヘリパッド建設は強行されてしまう、「私たちが必死に座り込んでいるときに、本土の人たちは東京の人たちは、何をしてくれているのだろう」、そんな現地の声が私のところまで聞こえてきた。

国会議員の質問や警視庁への情報公開請求などにより、この機動隊派遣が、警察法60条による沖縄県公安委員会の東京都公安委員会への援助要請によって行われており、派遣された機動隊員の給与は相

変わらず東京都民の税金で賄われていることが分かった。

私たちは、自分たちの税金で闘う高江の人たちを弾圧すること認めた覚えはない。地方自治法242条による住民監査請求をしよう。今の東京都の監査委員が、違法・不当な支出として是正を勧告してくれる可能性は限りなく低いとしても、東京の市民は警察機動隊による住民弾圧を許さない、という意味を表明する意味は間違いなくある。沖縄一坪反戦地主会が中心的に取り組むこととなり、宮古島出身の宮里邦雄先生に筆頭代理人に座っていただいた。さらに多くの弁護士に代理人を受任して頂くべく、9月21日に開かれた自由法曹団東京支部幹事会にお願いに伺った。

一刻も早く申し立てをするために9月25日を締め切りとするという無理なお願いにもかかわらず、何と4日間の間に61名、しかも北海道・福岡・埼玉・神奈川からも続々と代理人就任の連絡が届いた。

「神奈川県警も派遣していますよ」と口まででかかったが、いや、この闘いは必ず（大阪の西団員は大阪でもやるとおっしゃっている）全国に広がるに違いない、そのきっかけなんだと考えることにした。

沖縄はやるべきことをみんなやっている、今度は私たちの番だ。沖縄は決して諦めない、だとすれば、私たちが何をするかで、いつ勝利できるかが決まる。

自由法曹団の強い組織力と高い志で、私の勝利への確信がまた一つ強くなったことをお伝えし、とりあえずのお礼とさせていただきます。

高江訪問の報告

東京法律事務所 青龍 美和子

9月中旬の連休に、同期（64期）の有志（船尾遼団員、三浦佑哉団員、神奈川支部の中瀬奈都子団員）で沖縄に行ってきました。その間、少しですが、高江にヘリパッド建設反対の座り込みの応援に行きました。

N1 ゲート前で座り込みをしている住民や支援者を激励して短時間で立ち去る予定でしたが、ちょうどダンプカーが砂利や杭を運んでくる時間にぶちあたってしまいました。ダンプが来ると、機動隊がゲート前に座り込んでいた私たちを無理矢理立たせて排除してきました。

座ったまま動かないでいると、「自分で歩けますか？歩けますよね？」などと迫ってきました。私たちは機動隊員に、強制的に排除する法的根拠を説明するよう求めましたが無視。両腕をつかまれたり、椅子に座っていた人たちは椅子ごと持ち上げられたりして道路脇に強制排除させられました。移動後も、道路脇から出られないよう立ちふさがり、2時間以上にわたって移動を止められました。車で移動しようにも、搬入中は道路が封鎖されて出られませんでした。このように機動隊による違法な強制処分が毎日のように高江で行われています。

私たちが行った時は、大阪府警の機動隊が対応していましたが、ゲート周辺には、警察車両が多数駐車されていて、品川ナンバーや、横浜、川崎ナンバーもありました。

前日は、マングローブの中をカヤックで遊び、やんばるの森の自然を満喫していたこともあり、この自然が目の前で壊されていくことと、危険なオスプレイの離発着陸するアメリカの基地をつくるのに日本中から機動隊が集められて手助けしていることが腹立たしかったです。同時に、現地に行ってもその場では何もできない無力感も味わいました。でも、支部のみなさまも機会があればぜひ現地に行ってください。行かなければわからないこともあると思いました。

高江のヘリパッド基地工事の差し止め訴訟が提起され、「沖縄・北部訓練場のヘリパッド建設強行に反

対する若者有志の会」も立ち上がりました。昨年、辺野古新基地建設に反対する若手有志の会（NBFes）を立ち上げましたが、一緒に何かできないかと思っています。



平常時（？）のN1ゲート前。左から三番目に座っている男性は、高江村議員・伊佐政次さん。



資材搬入時の機動隊の様子



機動隊に無理矢理立たされようとする舩尾遼団員



無理矢理立たされて、移動させられる舩尾遼団員



持ち上げられて運ばれる支援者



椅子ごと持ち上げられて運ばれる支援者。

武蔵村山5中「ミニブーツキャンプ」問題について

三多摩法律事務所 植木 則和

本年7月2日、武蔵村山市の第5中学校において、横田基地の米兵が「ミニブーツキャンプ」と称して、生徒たちに実質的な新兵訓練を行っていたことが明らかになりました。

1 「ミニブーツキャンプ」の具体的内容

「ミニブーツキャンプ」は、地域との交流を図ることを目的とした「五中フェスティバル」のプログラムのひとつとして実施され、今年度は33名の3年生が参加しました。具体的には、行進、敬礼、ほふく前進など新兵訓練における典型的な内容の指導が行われ、それらの際に、生徒にフェイスペイントも施されています。「五中フェスティバル」では、地域の方々の指導でものづくりや演芸などを体験するものが多く、「ミニブーツキャンプ」は他のプログラムと比較して異質な内容です。

また、横田基地のホームページには、「ミニブーツキャンプ」について、本来米軍では1週間で行なう訓練内容を20分で行なったとの紹介がなされており、実施した主体である横田基地側としても、新兵訓練と同様の内容を実施したことを認めています。

なお、同プログラムは、同校の当時のPTAの方から提案があり、5年前から実施されていたとのことです。

2 ホームページへの顔写真・氏名の掲載

上記のように極めて問題のあるプログラムが実施されたことに加え、今年度の「ミニブーツキャンプ」の実施内容については、参加した生徒の顔や氏名がはっきりと明らかになる形で、横田基地のホームページに掲載されました。現時点では当該ページは削除されていますが、一定期間の掲載によって当該ページの内容は不特定多数に拡散することとなりました。

3 問題発覚からの対応

この問題が発覚し、「武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会」が中心となって対応を検討しました。そして、「五中フェスティバル」に関する公文書の開示請求を行い(7月27日)、市教委に対して事実関係を明らかにするための質問書を提出しました(8月5日)。これに対し、市教委からの回答は(8月16日)、「ミニブーツキャンプは地域交流の目的で行われ、内容もトレーニングに主眼を置いたものであり、問題ない」とするものでした。また、ホームページの掲載については、市教委は事前に把握していたうえで、各生徒へ確認していたとの記載もありました。もっとも、この点については事実関係が未だ不明瞭なため、今後も確認する必要があります。

これらの経緯を踏まえ、「武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会」名義で、①来年度以降は五中フェスティバルにおいて「ミニブーツキャンプ」プログラムを実施しないこと、②児童・生徒のプライバシー確保のためにより慎重な対応を求めることを趣旨とする要請書を市教委に提出しました(9月12日)。併せて、五中に対しても同様の申し入れを行いました。

また、並行して9月の議会では、共産党市議団が事実関係の確認と責任の所在について追及しました。

4 今後の対応

上記の要請書には、9月30日までに市教委からの回答を求めましたが、この間に教育委員会が開催されていないため、期限までに回答は得られませんでした。一方、五中に要請に行った際には、学

校側は非常に恐縮しており、次年度以降は少なくともこれまでと同様の内容で実施はしない旨の話が事実上あったとのこと。今後は、事実関係をさらに確認し、来年度は確実に実施させないよう、運動を展開していきたいと思っています。

みなさまからのご支援・ご協力をぜひともよろしくお願いいたします。

労働法制改悪阻止に向けて自由法曹団主催・共催 の集会への参加の呼びかけ

旬報法律事務所 大久保 修一

1 はじめに

9月26日から臨時国会が始まりましたが、安倍政権は、「働き方改革」として、同一労働同一賃金、長時間労働の是正、最低賃金の引き上げ等の実現をめざすというお題目を挙げながら、今国会において労働法制改悪を強行しようとしております。

私たちは、今秋、労働法制改悪を阻止し、働くルールと職場環境の確立を目指す取り組みを大きく前進させなければなりません。

現在、自由法曹団東京支部ないし本部が主催・共催する集会として、以下の集会が予定されております。

これらの集会に東京支部から弁護士が一人でも多く参加して、各人・各事務所・各地域における取り組みの報告や、意見交換を通じて議論を深めることで、真の「働き方改革」を実現するための権利闘争の運動を加速させましょう。

2 10月12日学習交流集会（主催：東京地評・東京春闘共闘会議／自由法曹団東京支部）

- (1) 開催日時 2016年10月12日（水）18時30分から20時30分
- (2) 会場 東京労働会館7階ラパスホール 豊島区南大塚2-33-10
- (3) 講演 安倍「働き方改革」といかにたたかうか！？
講師 鷺見賢一郎弁護士
- (4) 内容 「働き続けられる労働環境の確立を求めて！安倍政権の労働法制大改悪を阻止しよう！」
裁量労働時間制の規制強化、残業時間の上限規制、勤務間インターバル規制導入の実現等について現場の労働者の声、弁護士による法的問題の整理等（懇親会有り）

3 10・14院内集会（主催：自由法曹団本部）

- (1) 開催日時 2016年10月14日（金）13時から15時
- (2) 会場 参議院議員会館B-109会議室（地下1階）
- (3) 内容 安倍「働き方改革」と賃金・労働時間破壊について
安倍政権の残業代ゼロ法案と4野党の長時間労働規制法案について
解雇の金銭解決制度について等
- (4) 院内集会終了後 国会議員要請を行います。

4 第10回東京働くものの権利討論集会（詳細は折込みの参加申込書をご参照ください。）

- (1) 開催日時 2016年11月12日（土）12時30分から17時45分

(2) 会場 東京労働会館 7階ラパスホール 豊島区南大塚 2-33-10

(3) 内容

① 記念講演

講師 高橋賢司氏 立正大学法学部准教授

テーマ「安倍政権の雇用改革の問題点と今後のあるべき雇用法制」

② 分科会

- i 非正規労働者の権利闘争と組織化
- ii 労働裁判勝利のためのたたかい方
- iii 団体交渉と労働委員会の活用
- iv 事例から学ぶメンタルヘルス対策



若手弁護士へのメッセージ

私の憲法運動

代々木総合法律事務所 渡部 照子

私が憲法が存在を知ったのは小学校の低学年の時でした。母は私に、憲法に戦争しない、女も男と同じって書いてあるそうよ、照ちゃんは良い時代に生まれてきてよかったね、と言いました。明治生まれの母自身は、希望した高等教育を受けられず、長男の嫁となって苦勞し、また、戦火を逃れて転々と住居を変え、戦後は食糧難などの経験から発した経験に裏付けられた重い言葉でした。

私は中学校の社会科の時間に、日本国民は崇高な理想と目的を実現するため全力をあげることを誓っている憲法前文を読んで身体が震えました。

1974年7月に長女を出産し、同年10月に代々木総合法律事務所に入所しました。男性弁護士は労働争議の現場や選挙弾圧事件に取り組んでいました。私はそんな男性を見ながら憲法をひろめ活かす弁護士になろうと思ったのです。当時も憲法改悪の動きが続いており、新婦人や労組などの憲法学習会に行ったり、新聞に連載記事を書いたり、団女性部の一員として「憲法とわたしたちの暮らし」の出版に関わりました。先日、中野の新婦人の方に現在も「憲法とわたしたちの暮らし」を読んで仲間たちと自主学习をしている、と言われました。憲法関連の本が多く出版されている中で読み継がれていることを嬉しく思いました。

私は1976年から2010年まで杉並区に居住しました。杉並区は住民運動が活発な地域です。杉並区は原水爆禁止運動の発祥の地であり、また、当時、PTA活動をする母親たちの有志は継続中であった教科書裁判を支援していました。そんな地域に居住したことが縁となって、教育や教科書問題に関わるようになりました。

山田宏氏は1999年区長に選出され、まず区庁舎に日の丸を掲揚し「教育改革」を実行しました。民間人の校長や区独自の教員採用などです。また、扶桑社版歴史教科書の採択を強行しました。同区長は2001年の採択時の前年に、タカ派の元女性検事を教育委員に推薦しようとしたましたが、強い反対運動の結果、実現しませんでした。住民側はわずか2週間位で多くの反対意見を区議会等に集中したのです。2001年の採択時に教育長は傍聴者たちの熱気が充満する委員会で沖縄戦に触れ、扶桑社版歴史教科書の採択に否の意見を述べました。歴史的な瞬間でした。運動をしてきて良かった、と仲間たちと心から喜びあいました。

しかし、2005年には扶桑社版の歴史教科書が採択されました。明治憲法的な思考の持主と思われる高齢の男性2人と新しく都庁から来た教育長が賛成したからでした。PTA出身の女性委員は、脅迫電話などをうけながらも柔らかい感性と毅然とした姿勢で意見を述べ、私たち傍聴者に感動を与えました。

2006年12月に第一次安倍政権は教育基本法を改悪しました。子どもの為の教育から国家のための教育への方向転換を図るものでした。

前年の扶桑社版の歴史教科書採択の後に教育基本法の改悪があり、なにか重い雰囲気があるように思われました。そこで、仲間たちとこの雰囲気を打破し運動を一層広げるためにアピールを出すことにしました。2007年春に知識人、文化人、宗教者、経済人、元区長等の保守層を含む12名の呼びかけ人が「輝け 未来を担う子どもたち!『あの戦争は正しかった』と教えることは、間違いです」という

杉並区民へのアピールを出しました。その後アピール賛同者が約1200名となりポスターを作って区内に広げました。この運動の中で、こんな情勢の時によくぞ声をあげてくれありがとうと言われ、また、カンパも集まり大変うれしかったです。それまで面識程度でなかった方々とも親しくなり、友人が広がりました

私は1994年の団総会で石川団長、前川事務局長下で幹事長に選出され2年間務めさせて頂きました。この間、阪神淡路大震災、オウムサリン事件、沖縄少女暴行事件がおき、また、読売新聞社の憲法改正試案も発表されるなどし、緊張した毎日を過ごしました。全国の団員の結集した智慧と実行力がこれら事件に発揮されました。心底素晴らしい方々です。私は、団員の方々が動きやすい環境づくりを心がけました。当時の団本部の改装もその一つでした。

今、安倍政権の下で、政治が教育内容に支配介入する状態がいよいよ強化されています。それは、根本的に変質した憲法を国民に容認させる目的で、教育によって子ども達を公益（権力者の意向）に従順な国民への育成をはかろうとするものです。彼らは、教育問題に関してもナチスに学んでいる、と思います。

麻生氏がナチスに学んだらどうかね、と発言したのは2013年8月のことでした。その時は、憲法改悪の手口に関心が集まったようでしたが、私はナチスの全体主義への道も念頭にあったのではないかと、考えています。

ナチスは、第一次大戦の敗戦、また、1929年10月のニューヨーク株式市場の大暴落によって始まった世界大恐慌下の深刻な経済状態の中で、国民に経済的な利益を与え、国民の高支持を獲得しました。それは、アウトバーンの建設等の公共工事による雇用の拡大とユダヤ人の抹殺と財産収奪によってもたらされました。また、政権の安定策としてナチスの思想（単純に言えば、優秀なアーリア民族は一体となって公益に従う）をひろめ、国民に浸透させました。

ナチスは政権奪取2年後には徴兵制を復活させ、17歳～25歳まで者の全国労働奉仕団で6ヶ月の労働奉仕の義務化、翌年には「ヒトラーユグント」を国家青少年団体とし、若者の思想統制を強化していきました。全体主義者は若者がターゲットです。

日本では昨年安保法制が強行成立されましたが、国民の抵抗は継続しています。私は現在、中野に居住しており、9条の会の代表世話人として中野の憲法運動に参加し、また、区議会議員のいくつかの会派が共に「戦争イヤだね！」のパレードを複数回実施し、今年も取り組まれています。

3年後の教科書採択時は勿論、中野の住民運動にこれからも参加し、憲法を守り活かす活動を続け、絶対に自民党の憲法改正を阻止し、そして、憲法の理念が息づく社会をつくりあげる一人になりたいと念じています。

以上

新人紹介

はじめまして、江夏と申します。

東京法律事務所 江夏 大樹

このたび、自由法曹団の一員に仲間入りさせていただいた68期の江夏大樹（えなつたいき）と申します。

1 東京法律事務所入所に至るまで

私は福岡県に生まれ、京都の立命館大学に進学するまで、福岡県で育ちました。

大学卒業後は、早稲田大学法科大学院に進学し、実務家教員であった旬報法律事務所の鴨田先生や、今となっては羽ばたいてしまった山添拓議員と出会う中で、人権問題・労働事件に取り組む決意をしました。

その後、司法試験に合格し、修習に行く前に開催された（前々回）団ソフトボール大会において、旬報法律事務所のチームのセンターとして出場し、優勝に貢献したことが、東京法律事務所の井上幸夫先生や加藤健次先生の目にとまり、スポーツ推薦枠として、東京法律事務所に入所いたしました。

高校では、バスケットボール部・ラグビー部に所属し、司法試験に出会うまでスポーツしかしてきませんでした。サッカーも好きです。

2 自由法曹団の活動について

自由法曹団は、国民の基本的人権を擁護するために活動を行ってきた歴史ある団体で、自由法曹団に所属する弁護士の活動は、法律の枠を超え、ありとあらゆる分野で、政治権力と戦っています。

弁護士になり痛感することは、国民の真の人権を勝ち取るには、法廷の中だけではなく、法廷の外での戦い、すなわち、政治を変えていかなければならないということです。

したがって、政治を変えていく取り組みを行う自由法曹団は、法廷の中のみならず、法廷の外でも戦う、極めて重要な活動を行う団体であると痛感しています。

私は、今後、自由法曹団の一員として、どのような活動を行っていくか、自分がやりたい事件とは何なのか……小部正治先生と毎月、山登りをしながら、ゆっくり考えています。

3 弁護士としての活動

東京法律事務所に入所して、最初に取り組んだ活動は、団員の山添拓議員が出馬した参議院選挙の応援です。心から政治家になって欲しい人を、全力で応援できたこと、かつ最高の結果に終わったことは、弁護士人生における幸先の良いスタートとなりました。

明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）の活動に参加させていただき、各地で憲法カフェをやっています。あすわかの活動は、若手が中心となることができ、かつ憲法が大好きな僕にとってぴったりのものでした。

その他にも様々な活動を行うことができ、かつそれを暖かく見守ってくれる環境が東京法律事務所にあることを大変感謝している今日この頃です。

4 終わりに

私は、魅力ある弁護士となり、来たる時には、たくさんの人々を巻き込む運動を作り出せるよう、日々精進していきます。

もし、バスケットやサッカーをやるときは誘って下さい。

今後とも、ご指導をよろしくお願いします。

9 月幹事会議事録

9 月 21 日 2 時から 団本部にて

1 事務局次長選任

城北船尾団員

担当 憲法・少年法・(来年総会以降) 都政

2 団総会前に沖縄に行く企画(紹介)

高江報告 青龍次長 船尾次長

11 時から 12 時頃 N1 ゲート前に座りこみ、強制排除された。

警察からは法律上の根拠は説明されず

→その時の動画を支部メーリスに流す

内容を支部ニュースで報告する

3 刑事司法

共謀罪→今国会は見送り しかし、すぐに出てくる。

本部では意見書作成中

4 憲法

南スーダン派兵について、共同センターとして署名を行なう方針

辺野古訴訟

9・19 日国会前行動の報告

東京 10 区補選は表に出る動きはまだ

5 高江問題

高木団員

一坪反戦地主会で高江の警視庁機動隊の問題でなにかできないかという相談を受ける

現地では不当な逮捕、検問、樹木の伐採をしている

東京でできることをやる、ということで公金の違法不当な支出に対して監査請求の案

のぐちげらの営巣は 3 月頃→2 月には工事をしない取り決めがある

そのため、2 月までに工事終わらす予定でいるはず→それまでに対処する方針でのぞむ

弾圧を許さないという東京からのメッセージをできるだけ早く送る必要がある。
高江のヘリパットは辺野古の新基地と一体のもの、一連の問題としてとらえるべき
監査請求の代理人集め
請求人集めの必要がある（委任状に自署捺印・職業記載）
代理人を支部のFAXニュースで募集する。

6 労働

10月12日学習交流会午後6時ラパスホール
10月14日院内集会午後1時から参院会館B1
11月12日権利討論集会午後12時半ラパス
立正大学高橋賢司先生 雇用法制について記念講演
分科会への弁護士への参加→要請済み
アドバイザー以外にも参加を募る
支部ニュースに掲載する。

7 横田基地

11・23集会に参加呼びかけ
支部ニュースにチラシを折り込む

8 教育

武蔵村山ブートキャンプ問題
＝中学校への米軍の訓練 市民団体が要請書を提出した。
学校側は来年以降は取りやめの方角
都教組でも市教委の対応変わったと報告あったとのこと
「育てる会」から状況把握する

教職員の政治活動の罰則について 取り組む

9 都政

特定整備路線
板橋、下北沢など 情報を交流する。

10 支部ニュース

掲載内容を討議・決定

11 今後の課題

高江決議を来月準備
築地の決議は次回事務局会議で討議

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償**し、**保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

		対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
支払対象外 期間 満年齢		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)